

北海道アイヌ（ウタリ）協会略史



北海道愛努(Utari)協会簡史

Brief History of the Hokkaido Ainu(Utari) Association

竹内 涉 社団法人北海道ウタリ協会 事務局次長

洪曼棣 翻譯

【設立期】 1946年～1950年

戦後、1946年2月24日、静内町（現：新ひだか町）において自主的な有志の呼びかけに応じた北海道各地のアイヌ約700名の参加により、社団法人北海道アイヌ協会の設立総会が開催され、設立された。

初代理事長の向井山雄は、伊達市有珠出身、立教大学神学科卒で聖公会司祭、伊達町議会議員、漁業組合長などを歴任している。バチエラー八重子は実姉。

定款によれば、協会の目的は、「アイヌ民族の向上発展福利厚生を図る」であり、この目的を達成するため、1、教育の高度化。2、福利厚生施設経営。3、職業の確立などの事業を行うとしている。

【創立期】 1946年～1950年

戦後、1946年2月24日、約700名来自北海道各地の愛努族人、響應自發的有志之士的號召，參加召開於靜内町（現今：新日高町）的社団法人北海道愛努協會的設立大會，協會就此設立。

初任理事長為向井山雄，出身於伊達市的有珠，畢業於立教大學神學系，曾任聖公會神父、伊達町議會議員及漁業公會長等職務。愛努歌人巴切拉・八重子（Yayeko Batchelor）為其親姊姊。

根據章程，協會的目標為「謀求促進愛努民族之福利保健」，為達成此目標，協會致力於（1）提升教育程度（2）福利保健設施之經營（3）協助求職等事項。

北海道アイヌ協会の最初の大きな取り組みは、1、北海道旧土人保護法による「給与地」の約3分の1が、「小作人」である和人に耕作されていたので、その土地の返還及び農地改革からの除外要請活動と、2、新冠御料牧場の「開放」要請活動であった。

約7万ha程の広大な御料牧場が開設される際、「天皇家の財産となつてからは、畏れ多いというわけで、この近辺に住んでいたアイヌはすべて立ち退きを」（新谷行・『アイヌ民族抵抗史』）命じられ、山奥に強制移住された歴史があり、「開放」運動はいわばふるさと復帰運動であった。

しかし、新冠御料牧場の一部開放は実現したが、給与地の返還運動は挫折し、また、敗戦直後という社会全体の混乱期、厳しい民族差別状況などもあって、アイヌ協会は、ほどなく活動も停滞し開店休業状態に陥ってしまった。

【協会の再建と名称変更】

第二次世界大戦後、まず、厚生省が1953年に地方改善事業の予算を計上するなど、国による同和対策が動き始めた。このような流れを敏感に感じ取った市町村と道が、全道のアイヌの状況を調査するなど行政のテコ入れがあったことが、北海道アイヌ協会の再建への動機の一つになった。

▶ 本文作者著作。

北海道愛努協会最初の大動作為（1）要求歸還被和人（日本人）佃農耕作占用的3分之1，由北海道舊土人保護法所規定之「給予地」，並要求該土地不被列入戰後之農業改革範圍內（2）要求「開放」新冠皇家牧場等活動。



當這面積約有7萬公頃的皇家牧場開設時，政府命令「一旦成為天皇家的財產，需多所敬畏，居住於附近之愛努族人須全數遷離」（新谷行《愛努民族抵抗史》），導致愛努族人們被強制遷居至深山裡，因此雖言「開放」運動，實應稱為故鄉回歸運動。

然而，雖然成功實現了新冠皇家牧場之部分開放，給予地的歸還運動卻遭遇挫折，同時處於戰爭剛結束後，社會全面的混亂時期，加上嚴重的民族歧視狀況等，愛努協會不久就活動停止，陷入開店休業的窘境。

【協會之重建以及名稱變更】

第二次世界大戦後，首先，如厚生省於1953年編列改善地方事業之預算等，是由國家主導的同和對策（同胞融合政策）開始進行。受此政策影響較大之鄉鎮城市以及北海道，敏銳的感覺到這股趨勢，而行政上促進全北海道的愛努情況調查等，促成了北海道愛努協會的重建的契機之一。

1960年4月10日、10数年ぶりのいわゆる再建総会で、向井山雄が勇退し、森久吉が二代目理事長に選出された。

翌1961年の総会で、同胞・仲間を意味する「ウタリ」を用いて社団法人北海道ウタリ協会と名杯を変更した。民族の呼称でもある「アイヌ」であるが、この用語が差別的に使われている状況下で、組織拡大を図るためには名称の変更もやむを得ない、というのがその理由であった。近年、誇りある民族名の「アイヌ協会」に戻すべきとの声が高まってきているが、まだ、差別を理由に変更反対の声も強く、名称変更は保留となっている。

1948年10月、『北の光』創刊号以降途絶えていた協会の機関誌であるが、1963年3月に『先駆者の集い』創刊号が発行された。1964年4月には、道の委託を受けて授産事業と技術指導を行った。

同年6月の総会において、森久吉が勇退し、理事長に野村義一を選任。32年間の「長期政権」の始まりである。同年10月、協会事務局を道庁社会課に置き、事務職員1名を雇用し、組織としての体制を整え始めた。

1972年に北海道は、初めて「ウタリ生活実態調

1960年4月10日、在10多年後才召開之重建大會中，向井山雄主動辭去理事長職務，森久吉被選出成為第二任之理事長。

接下來於翌年1961年召開之大會中，決定使用愛努語中代表「同胞、夥伴」的「Utari」，將協會名稱變更為北海道Utari協會。原因在於，雖然「愛努」是這個民族的名稱，但在當時愛努這個詞多被用在歧視的情況下，為了利於日後組織的發展，變更協會名稱可說是無可奈何。近年來，有主張應回復具有民族尊嚴的「愛努協會」之聲浪出現，卻也有以受歧視為理由反對協會名稱變更的意見，因此協會名稱變更議題暫時保留。

從1948年10月的《北方之光》創刊號之後，協會的會報就一直處於中斷狀態，在1963年3月繼續發行了《先驅者的集會》創刊號。1964年4月，協會接受北海道的委託，進行了【授產事業】的技術指導。

接下來於同年6月的大會中，森久吉辭任，野村義一當選接任理事長。此為接下來長達32年的「長期政権」之始。同年10月，於道廳（道政府）社會課設置協會事務局，僱用一名事務職員，正式確立了組織之體制。

1972年，北海道初次實施「Utari

査」を実施し、そのデータをもとに7カ年計画の「第一次ウタリ福祉対策」を策定し、1974年から開始した。

【アイヌ新法制定活動期】1974年～1997年

この施策は、第4次、28年間にわたって行われ、その第5次ともいふべき「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に引き継がれている。

これらの施策の実施によって、アイヌの状況は一定の改善を見たが、根本解決には至らなかった。そこで、ウタリ協会は、1984年5月総会で、自立化基金、教育の振興、経済対策などを柱とする民族基本法ともいふべき「アイヌ新法案」を満場一致で可決し、その制定要求活動を活発に展開した。また、1987年から国連などの先住民族に関する国際会議に毎年代表を派遣し、国際世論に訴えてきた。こうして、国内外の広範な協力を得て、1997年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下、「アイヌ文化振興法」と略す）が制定され、「アイヌ新法案」の理念のごく一部であるが実現した。この法の制定は、これまでの単一民族国家論、同化至上主義から見れば、日本において初めて民族文化についての法律が制定されたという点で、画期的な変化といえることができる。しかし、侵略抑圧・同化政策への反省謝罪がなく、先住民族との断定を避けて、内容が文化のみに限定された、まさに「アイヌ文

生活状況調査」，以調査資料為參考制定了7年計畫，其中的「第一次 Utari 福利對策」，自 1974 年開始實施。

【愛努新法律制定活動期】1974年～1997年

這些推動的計畫，經過 28 年共 4 次的努力，而接著成為第 5 次的則是「有關愛努族人生活改善之促進計畫」。

雖然經過這些計畫的實行，愛努人的情況已得到一定的改善，但是根本問題仍然尚未解決。因此，Utari 協會於 1984 年 5 月的大會中提出以自立基金、教育振興以及經濟對策等為主幹之法案，亦可稱之為民族基本法的「愛努新法案」，且獲全體成員贊成而確立，並開始積極地展開要求制定該法案的動作。同時，自 1987 年起，協會也每年派遣代表出席聯合國等跟先住民有關的國際會議，將訴求傳達給國際輿論。如此，獲得國內外廣大的協助，「愛努文化振興暨愛努傳統知識之普及與啟發之法律」（以下簡稱「愛努文化振興法」）終在 1997 年被制定，雖然只能算是「愛努新法案」中理念的極小部分，但總算實現了。從既有的單一民族國家論、同化至上主義觀點看來，日本第一次制定了有關民族文化的法案這點上，可說是劃時代的創舉。然而，愛努族並沒有得到對於侵略鎮壓、同化政策等行為的道歉，法案內容也迴避認定愛努族為先住民族，只侷限文化方面，確實

化振興法」である。

制定から10年が過ぎたアイヌ文化振興法だが、アイヌ文化の振興やアイヌ民族理解促進にそれなりに効果があったのは、事実である。しかし、文化に限定された法律の範囲内のことでしかない。9月13日の国連総会において「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択された。広範な連携のもと、この宣言の趣旨を生かし、今度こそ、「アイヌ民族基本法」を制定しなければならない。

社団法人北海道ウタリ協会の概要

理事長：加藤忠（かとうただし 白老町）

会員数：3785人（2007年5月1日現在）

支部数：49支部

役員：理事26名、監事3名

ホームページ：<http://www.ainu-assn.or.jp/>

是名符其實的「愛努文化振興法」。

自愛努文化振興法制定以來已過了十年，也確實在愛努文化的振興以及促進愛努民族理解上有一定的效果。然而，仍然是被限定在文化方面的法律內容所及之範圍而已。在9月13日的聯合國大會上，我們引用了「有關先住民族權利之聯合國宣言」。依靠廣泛合作的基礎，發揚上述宣言之精神，這一次必須制定「愛努民族基本法」。

社団法人北海道 Utari 協會之概要

理事長：加藤忠

（KATO Tadashi，白老町）

會員數：3785人（2007年5月1日）

分部數：49分部

理監事：理事26名、監事3名

官方網站：<http://www.ainu-assn.or.jp/>



◀ 1995年 Utari協會在鶴川町所立的愛努碑。